施策名		(施策6	6) 火災予防対策	担当部局名	消防庁予防 課、 危険物保安室、							
施策の概要		小規模雑居ビルにおける消防法令違反率や危険物施設の事故件数等の低減を図ることにより、火災予防対策を強化し、もって 火災・災害等による被害の軽減を目指すものである。										
主な指標の状況			主な指標等	目標値 目標年		度	15年度	16年度	17年度			
		小規模雑昂	ピルの消防法令違反率	違反率の低減	毎年度		35.7%	30.7%	28.1%			
		危険物施	設における事故件数	事故件数の低減	故件数の低減 毎年度		540	554	580			
	予算執行を主とするもの	事業名	概	要			15年度	16年度	17年度			
		危険物 施設の 安全・環 境対策 の推進	有効な腐食劣化防止 検知方法等の実用化を 期的視野に立って漏え いくために必要な健全性 ついて調査検討を行っ ※15年度は地下に埋態 全・環境対策の推進を引 り危険物施設全般に対	図るとともに、 い拡散防止を き評価に係る ている。 されるタンクの した。平成16年	114百万円	109百万円						
		「期にき外耐保設の や地対をとの計開 を表している。 の計算の を表している。 の計算の である式の での計算の である式の での計算の である式の での計算の である式の でのは、 でいるが でいる。 でいるは、 でいるが でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。 でいる。	「やや長周期地震動」に係る危険物施設の技術基準に対応した合理的設計 手法の開発に要する経費				-	-	323百万円			
	制度の企画・運用を主とするもの	項目			•	概	要	Ę				
施策		消防法	住宅用火災警報器等の設置及び維持を義務付ける消防法令等の改正にあわせた市町村における制度整備について要請を行い、ほぼ100%の市町村において条例が改正された。									
の 主		項目				概	要	Ę				
主な実施手段の状況	情報提供等 を主とするも の、その他	普及啓 発、災害 情報の 提供等	消防法令の改正(平成16年6月改正、平成18年6月施行)に伴い、住宅用火災警報器等の一層の普及及び適切な維持管理を促進するため、広報資料としてのポスターの作成、地域ケーブルテレビ等で活用できるCMの全国の消防本部への提供等を行った。									
		小規模雑 居ビルの 消防法令 違反是正 対策	に関する判例を集約	したもの)の	情報更	新を	そ行うとともに、全	機関における違反是፤ 国消防長会等との関 や、各地域での違反処	係機関と連携し、各			
		放火火 災防止 対策	火災に至る前の極小 器に係る技術上のガ					る放火監視センサーを 通知した。	用いた放火監視機			
		危険物 事故防 止ブロッ ク会議						報交換を行い、危険物 全国6箇所で実施し				
		消防白 書の作 成・公表	2月に、消防白書を作			ら	守る消防防災活動	動についての認識と理	里解を深めるため、1			

(業務改善への取組状況)

平成17年8月に、業務の専門性の確立、責任体制の明確化を一層図ることを目的に、大規模地震対策、消防防災の情報通信システム、消防応援・支援、緊急消防援助隊、原子力災害、救助、テロ対策、国民保護の企画・運用等の緊急対応や地方公共団体との連絡調整等の各業務を統括する「国民保護・防災部」を設置した。

また、平成18年3月には、大規模災害時に、消防庁職員を被災地に迅速に派遣し、的確に災害情報等を把握するため、消防庁 独自にヘリコプターを導入した。

さらに、平成18年4月には、国の消防機能の強化を図るため、独立行政法人消防研究所を解散し、消防大学校のもとに消防研究センターを設置することにより、国の消防機能を強化した。

消防庁における住民向けの広報・啓発活動としては、消防庁ホームページに住宅用火災警報器等のCMを映像配信するなどの工夫を加えた。

	住宅用火災警報器等の設置・維持の法制度化を踏まえ、住宅用火災警報器等の普及及び 適切な維持管理の促進を図るため、官民が一体となって広報・普及啓発に取り組むことが 必要。	予	制	(3)						
	火災による被害の軽減を図るため、小規模雑居ビルをはじめとした防火対象物の消防法令違反の是正を引き続き推進することが必要。 「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」(平成17年6月犯罪対策閣僚会議)に基づき、警察や建築部門との合同立入検査等の取組みを推進することが必要。また、認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策の徹底を図るため、消防用設備等の設置義務や防火管理体制の強化等の対策を推進することが必要。	(P)		(3)						
本施策に関する	「放火火災防止対策戦略プラン」の継続的な改善を図りつつ、地域安心安全ステーション整備モデル事業の活用等により、放火火災防止対策を推進することが必要。	₹	制	事						
課題等の状況	危険物施設における事故は未だ過去の水準と比較して高い状況にあることから、危険物事故防止アクションプランにより継続的に事故防止を推進していくことが必要。また、腐食・劣化などの事故増加要因に対応した保安対策を更に推進することが必要。さらに、「やや長周期地震動」に対する屋外タンク浮き屋根の耐震性確保の対策を図ることが必要。	₹	(h)	(4)						
	危険物保安に関する技術基準の性能規定化をはじめ、燃料電池やバイオ燃料など各種新技術に対応した安全対策を講じるとともに、科学技術の進歩に伴い開発される新規危険性物質の早期把握及び危険性評価等に努めるなど積極的に対応策を検討することが必要。	3	(#)	(4)						
	石油コンビナート等特別防災区域における防災体制の充実強化を図るため、大容量泡放射システムの本格的な導入に向けた関係機関等の相互連携を含む新たな広域的な防災体制の整備や、大容量泡放射システムを運用する際に有効な消火活動ができるよう実大規模の消火訓練等の実施を進めていくことが必要。	₹	制	(3)						
	消防庁政策評価懇談会(平成18年6月6日)において、評価書案を提示して意見を 着実に成果は上がっており、以下の事項を踏まえて、積極的に業務を推進してくへ 見をいただいた。			の意						
本施策に関する	・ 住宅用火災警報器等の設置義務化の効果として、どれくらい火災による死者数の減少に寄与するのかなどの具体的な見通しを示すことにより、住民の設置義務化に対する理解が高まると考えられるとともに、悪質訪問販売の増加も想定されることから、更なる広報・普及啓発活動を推進するべきである。									
専門家の意見等	・ 消防・防災に係る研究については、中長期的な視野に立った取組が重要であり、危機管理機能の強化の観点から平成18年4月に独立行政法人消防研究所を消防庁に統合したことを踏まえて、国として研究開発の更なる充実強化に努めるべきである。 座長 上原 陽一(横浜安全工学研究所長)									
	委員 大井 久幸(日本消防検定協会理事) 山本 保博(日本医科大学救急医学主任教授) 大河内美保(主婦連合会副会長)									
本施策に関する 主な資料	「消防白書」(平成17年版)http://www.fdma.go.jp/html/hakusho/h17/h17/ir 「危険物規制事務統計表(平成16年度、17年度(集計中))」	ndex.h	ıtml							